

令和7年度予算編成方針

令和3年4月にスタートした「高梁市総合計画」で掲げる都市像「健幸都市たかはし」の実現に向けて、これまでに取り組んだ施策や事業の進捗状況をしっかりと捉える中、まちづくりの5つの基本方針と横断的施策である「人口減少対策」、「防災力の向上」、「未来革新技术の活用」に基づく取組を一層推進していかなければならない。

国の月例経済報告によれば、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」とされている。

また、政府は「経済財政運営と改革の基本方針2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」等に基づき、物価上昇を上回る賃金上昇の実現や官民連携投資による社会課題解決と生産性向上に取り組むこととしており、デフレからの完全脱却、成長型の新たな経済ステージへの移行を実現していくこととしている。

本市の財政状況は、「平成30年7月豪雨」の災害対応等に伴い減少した基金残高は依然として低水準のままであるうえ、物価高騰の地域経済への影響や人口減少等による普通交付税や市税等の減収が見込まれるなど、依然として厳しい財政見通しとなっている。

こうした状況ではあるが、将来に希望を持ち、誰もが健康で心豊かに暮らし続けられる地域社会の実現を目指し、各種施策を展開していくものとする。また、子や孫の世代まで適切な行政サービスを提供するために、職員一人ひとりが厳しい財政状況を認識したうえで、行財政運営の全分野について不断の見直しを行い、全職員が一丸となって持続可能な行財政運営を確保しなければならない。

については令和7年度予算編成方針を次のとおり定めるので、各部局においては厳しい財政状況を十分認識したうえで、この編成方針に基づいた予算編成事務に当たるようここに示達する。

令和6年10月24日

高梁市長 石田 芳生

第Ⅰ 本市の財政状況及び今後の財政見通しについて

本市の財政状況は、令和5年度普通会計決算で見ると、歳入では普通交付税が増額になり、歳出では公債費が減額となったことなどから、財政構造の弾力性を示す経常収支比率では、令和4年度と比べ0.2ポイント改善し96.0%となったが、依然として高い値で推移している。

また、全会計の地方債元利償還金が市税・交付税等の経常一般財源に占める割合を示す実質公債費比率は11.8%から11.3%と0.5ポイント低下するなど若干の改善はあったが、近年の大型事業の実施による公債費の増加等により、今後悪化することが考えられる。

今後、人口減少等による歳入の減少や、大型事業の実施、災害復旧事業等による公債費の増加及び物価高騰などによる歳出の増加などが見込まれているため、引き続き政策的経費に係る財源については、市の貯金にあたる基金の取り崩しや、借金にあたる市債によってその多くを対応していかなければならない。

こうしたことから、歳入確保に努めながら歳出はそれに見合った規模に抑制し、各種の財政指標にも注意しながら適正な歳出予算を組まなければならない、各事業の必要性、適正規模等をさらに見直していく必要がある。

第Ⅱ 令和7年度予算編成の方針

歳入については、景気の回復が進む一方、物価高騰等の影響も想定されるため、市税の大幅な増収を見込むことは難しい状況である。また、国からの交付税等については、景気動向や市税収入等と連動することから、増減はあるものの、歳入全体として大幅な増は見込めない状況である。

一方、歳出では、高齢化の進展に伴う扶助費や医療・介護など社会保障分野への繰出金の増加傾向が見込まれるほか、物価高騰に伴う各種経費の増加が見込まれ、さらに大型事業の推進に伴う公債費や公営企業への繰出金、公共施設の改修費などの増加も見込まれている。

このような厳しい財政状況の中でも、持続可能な行財政運営を行うためには、今後見込まれる財政需要や災害等への備えとして一定の基金残高を確保していく必要があるため、事業のスクラップ及び事業規模・施設規模・事業手法の見直しを強力に推進していく必要がある。また、将来に向けた取組として、総合計画の「健幸都市たかはし」の実現に向けた取組の推進も必要となる。

このため、以下の方針に留意し、行革による事務事業評価の取組及び総合計画のKPIの進捗状況やKPI達成に向けた実施成果を踏まえ、事業の必要性や優先度を十分考慮し、徹底した事業の見直しに努めるとともに、限られた財源の中で、職員一人ひとりが事業に対する財源を意識し、真に必要な市民サービスにこたえる重点的・効率的な予算編成を行う。

(1) スクラップの徹底

行財政改革の取組を強力かつ着実に進め、全ての事業の必要性・緊急性・効率性等を精査したうえで取捨選択を行うなど、限りある人的資源や財源を効率的に活用するため、全ての事業を対象にスクラップの検証を徹底すること。また、検証したうえで事業を継続する場合は、事業規模や手法等の見直しを行う。特に「事務事業評価」の評価結果と予算要求の整合をとり、安易に前年度と同じ要求としないこと。

(2) 行財政改革の取組等による財源の確保・財政負担の軽減

事務事業評価、補助金の見直し、公共施設の見直しなどの取組を着実に推進し、新たな事業の財源とするなど、積極的な財政負担の軽減に取り組むとともに、公民連携の強化により、ふるさと応援寄附金や企業版ふるさと納税、クラウドファンディングなど、柔軟な発想で民間活力を活用した財源確保に努め、安易に起債に頼らない事業実施に努めること。また、国県への人事交流を活用して、最新の国県の情報を収集し、新たな財源確保に努めること。

第Ⅲ 予算編成に際しての留意事項

1. 全般的事項

- (1) 全ての事業について改めて見直しを行い、必要最小限の要求額に絞り込み、前年度より一般財源を上回ることをしないよう留意すること。(ゼロシーリング)
- (2) 新規事業の創設に当たっては、原則、スクラップアンドビルドにより、一般財源ベースで同規模程度の事業の廃止・縮小を行うことを条件とする。
- (3) 既存事業においては、行革の観点から優先度や目標達成状況等を重視した見直しを行い、市費の上乗せ事業の廃止や事業統合を検討するなど、事業費や事業数の削減に努めること。
- (4) 各施策の目的を明確にし、単に過去の予算をスライドすることのないようにすること。また、関連法令・市条例との整合性の確認、既存資源の再利用や適正な在庫管理、執行計画等により、無駄を徹底的に排除した要求をすること。
- (5) 一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入が2027年までに段階的に廃止されるため、所管施設のLED照明への計画的な更新や施設の廃止等を含めた更新の必要性の有無を検討すること。

2. 歳入に関する事項

- (1) 市税については、経済情勢の推移や税制改正の動向を的確につかみ、課税客体の完全把握と収納率の向上等に取り組み、税収の確保に努めることとし、的確な収入見込額を算定すること。

- (2)市税などの滞納整理を積極的に行い、安易に不納欠損とすることのないよう解消へ向けて最大限の努力をすること。特に強制徴収できる「強制徴収公債権」については差押えなどにより回収率の向上に努めること。
- (3)新たな歳入(財源)を積極的に発掘し、予算化に努めること。既存事業であっても新たな財源が獲得できないか、あらためて検証すること。
- ・国県以外の各種団体からの助成金を獲得すること。
 - ・適正な受益者負担を図ること。
 - ・遊休未利用地の売却や有効活用を図ること。
 - ・クラウドファンディングなど民間活力の活用を図ること。

なお、国県支出金等の廃止や縮減が行われた事業は、事業見直しの好機と捉え、漫然と市の単独事業として継続することなく、事業自体のあり方から見直すこと。

3. 歳出に関する事項

- (1)一般財源の削減について徹底的に取り組むため、原則として令和5年度の予算執行率が80%未満の事業及び令和7年度において実施する必要がない事業については、ゼロ査定も含め厳しい査定を行うこととする。なお、政策的経費はもちろんのこと、経常経費についても、厳しい査定を行うこととなるので留意すること。
- (2)予算要求に当たっては通年予算編成の原則を踏まえることとし、安易に補正予算に頼ることのないよう留意すること。特に補助金交付事業については制度内容や条件の見直しを行い通年予算額とすること。
- (3)団体運営費補助金については、金額の大小だけでなく、本質的に必要な事業かどうか厳しい視点を持って審査し、事業効果が不明確又は乏しいものは廃止を含めて見直しを行うとともに、繰越金の多い団体の補助金については実態に見合った予算対応を行うこと。
- (4)国・県補助事業については、国・県の施策の動向に十分留意するとともに、必要なものについては国・県との協調、連携を図り、積極的に補助金の確保を図ること。

4. 債務負担行為について

債務負担行為の設定に当たっては、その内容や将来の財政負担を十分検討したうえで、必要なものに限り要求すること。

5. 特別会計に関する事項

本予算編成方針の主旨を基本とし、会計設置の本来の原則に基づき、当該会計の経営効率の改善と自立化に向けた取組を強化し、一般会計からの繰入金の縮減に最大限努めること。特に滞納となっている使用料等については、負担公平の原則を崩すものであり、一般会計の財政負担にも大きく影響することから、その解消に努めることとし、収納率の向上を図ること。